平成３０年（フ）第２２４号
熊本市南区出仲間７丁目12番８－１号、前住所熊本市南区田迎１丁目６番100―210号　エバーライフ平成東
債務者　秋岡　文代（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０６号
愛知県江南市宮後町西屋敷93番地
債務者　加藤いつ子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水野　ゆみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第２２９４号
大阪府東大阪市大**蓮**東４丁目３番７号
債務者　永岡　民之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿野　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１６号
名古屋市中区栄１丁目18番15号　ラ・レジダンス・ド・シャトレーヌ321号
債務者　稲垣　康介
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６号
山形県天童市大字高擶北223番地１　メゾン・ド・サンパティーク　105号
債務者　大場　弘樹
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３号
長崎県松浦市鷹島町神崎免114番地
債務者　綾部　正彦
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　聡子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第６０８号
札幌市白石区栄通15丁目13番３―703号
債務者　池江　哲雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年９月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６７号
埼玉県所沢市小手指南６丁目２番地の３　サンノーブル高峰105
債務者　遠藤　　洋
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　淑子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１７０号
埼玉県ふじみ野市駒林952番地８
債務者　山口　　敏
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榎本　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３０５号
埼玉県狭山市広瀬東２丁目12番８号　斉藤ハイム101
債務者　大野　好男
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３３８号
埼玉県狭山市大字東三ツ木82番地の１　アミティ三ツ木107
債務者　中島孝一郎
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１２９号
盛岡市上田２丁目16番24号　第２岩手荘201号
債務者　近藤　光蔵
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第５５９号
さいたま市見沼区堀崎町533番地３　エルセリート東大宮203
債務者　中村　愛弓
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７２号
さいたま市北区吉野町１丁目374番地１　ハーヴェストガーデンＤ―101
債務者　奈良　義尚
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９２号
埼玉県川口市芝２丁目12番６号
債務者　田中　　亮
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係